

○津市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置等)

- 第1条** 津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について、情報公開にあつては情報公開条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に、個人情報の保護にあつては津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第号）第2条第1項に規定する本市の機関（以下「本市の機関」という。）に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、前項に定めるもののほか、本市が出資その他財政支出等を行う法人その他の団体であつて、市長が別に定めるものからその保有する文書等に係る情報公開又はその保有する個人情報の保護に関し調査審議の依頼があつたときは、その依頼事項について必要な意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、津市情報公開・個人情報保護審査会の設置等について定めたものである。

【解釈と運用】

1 審査会設置の意義

審査請求に対する裁決は、第三者的な立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できるため、審査請求に係る調査審議を行うための諮問機関として、津市情報公開・個人情報保護審査会を設置するものである。

2 諮問に対する答申

審査会は、津市情報公開条例第2条第2項に規定する実施機関又は津市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する本市の機関の諮問に応じ、当該条例等の規定により当該機関がその意見を聴くこととされた事項について審議し、その結果を答申する。

3 情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項

審査会は、情報公開及び個人情報保護制度の基本的な改正、制度運営上の基本的な事項などの重要事項について実施機関に意見を述べるができることとするものである。

3 出資法人等からの調査審議の依頼

審査会は、出資法人等から調査審議の依頼があったときは、意見を述べるができるものとし、これについても、審査会の機能として条例上明確化することにより、情報公開及び個人情報保護制度の一層の公正かつ民主的な運営を図るものである。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

【趣旨】

本条は、審査会の組織について定めたものである。

【解釈と運営】

審査会は、市長が委嘱する学識経験者等の委員5人以内をもって組織し、運営するものである。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、公平不偏の立場において調査審議等に係る職務を遂行しなければならない。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、審査会の行う調査審議の公正を妨げる事情があると判断するときは、会長（会長にあっては、審査会）の許可を得て、当該調査審議に係る職務の執行を回避することができる。

【趣旨】

本条は、委員の任期及び職務上の義務等について定めたものである。

【解釈と運用】

1 任期

委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするものである。また、委員は、再任を妨げないものである。

2 公正不偏

職務遂行に当たって、公正不偏の立場で調査審議をしなければならないこととするものである。

3 義務違反等

心身の故障により職務の遂行ができないうとき、職務上の義務違反、その他非行があると認めるときは委員を罷免することができることとするものである。

4 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとするもので、職を退いた後も同様とするものである。

5 委員の回避

審査会委員が、自己の職業等の関連で審査請求に係る案件と利害関係を有する場合がありますが、このような場合に、委員自ら公正な審議を妨げると判断したときは、会長にあっては自

らの意思表示をもって、その他の委員にあっては会長の許可を得て、調査審議を回避できるととするものである。

なお、除斥、忌避の制度については、その手続が煩雑であること、審査会が意思決定機関ではなく諮問機関であるということ、行政不服審査法の趣旨が簡易迅速な手続による権利利益の救済を目的とすること等を考慮すれば、これを設けるまでの必要性はなく、回避で足りるものと考えられる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、会長、副会長の選任及びその職務について定めたものである。

【解釈と運用】

審査会には、会務を総理し、審査会を代表する会長を置くとともに、会長を補佐する者として、会長に事故があるときや、会長が欠けたときにその代理を行う副会長を置くものである。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

本条は、会議の招集、成立等について定めたものである。

【解釈と運用】

審査会の招集、成立及び議事について定めるものである。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した本市の機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求に係る公文書（情報公開条例第11条各項の決定に係る公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（（法第82条各項の決定、法第93条各項の決定及び法第101条各項の決定に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の審査による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。次条第2項及び第11条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の調査権限について定めたものである。

【解釈と運用】

審査会は、諮問庁から独立した機関として、的確な判断を行うことが期待されているが、そのために審査会に付与する種々の調査権限について明記するものである。

1 インカメラ審理

実施機関の開示・不開示の判断が適切に行われたのかということなどを的確かつ迅速に判断するためには、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報を委員限りにおいて実際に見分することが極めて有効である。こうしたインカメラ審理は、現行では運用により行われているが、これを審査会の調査権限として明記するものである。すなわち、審査会は、諮問庁に対し、開示決定等の判断が妥当かどうかを審議するために、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報

の提示を求めることができ、諮問庁は、この求めを拒んではならないこととするものである。

なお、この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができないこととするものである。

2 ヴォーン・インデックスの作成要求

開示決定等に係る公文書又は保有個人情報が大量であり、複数の不開示情報が錯綜しているような場合は、当該事案の論点を明確にするために、不開示部分と援用された不開示規定、当該規定を援用した理由等を審査会の指定する方法で分類・整理した資料の作成要求を審査会の調査権限として明記するものである。すなわち、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の量が多く、複数の不開示情報が複雑に関係する事案などの場合には、争点を明確にし、審議を促進する上で、当該公文書又は保有個人情報の情報を分類、整理した資料が有効であることから、審査会は、諮問庁に対し、必要に応じてこうした資料の作成・提出を要求することができることとするものである。

こうしたヴォーン・インデックスは、審査会が当該事案の概要と争点を認識し、迅速かつ的確に答申をするために極めて有効であり、審査請求人にとっても、当該資料の閲覧等によって問題点を指摘することなどが容易になるものである。

3 その他の権限

審査会は、その他の権限として、審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下同じ。）に対して意見書又は資料の提出を要求すること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ又は鑑定を要求すること、その他必要な調査をすることができることとするものである。

ここでいう「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことであり、「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等を適用することで得られた結論をいう。

また、「その他必要な調査」とは、例えば、諮問庁に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求、検証、審査請求人又は参加人の審尋などがある。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の意見陳述権について定めたものである。

【解釈と運用】

1 意見陳述権

審査会の審理は、職権に基づき、書面を中心に行われることとなる。しかし、審査請求人等に口頭による弁明、反論の機会を保障することは、これらの者の権利利益の保護に資する面があるとともに、審査会の判断の適正にも資する面がある。このため、審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととするものである。

なお、審査請求人等には諮問庁も含まれるので、諮問庁も陳述の申立てをすることができるものである。

2 補佐人

審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て口頭意見陳述の際に補佐人とともに出席できることとするものであるが、これについては、許可制とするものである。また、諮問庁の場合は補佐人の必要性が認められないので除かれる。

(意見書等の提出等)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合において、必要があると認めるときは、その旨を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の意見書等の提出権について定めたものである。

【解釈と運用】

1 意見書・資料の提出権

審査請求人等から審査会への意見書・資料の提出については、当該不服申立人等の権利利益の保護や審査会の適正な審査に資するという観点のみならず、審査会にとっても、判断資料を豊富にし、適正な審査に資することから、これを行うことができることとするものである。

2 審査請求人等への通知

審査会は、審査請求人等から意見書・資料が提出された場合、必要があると認めるときは、提出者以外の審査請求人等にその旨を通知することとするものである。

これは、提出者以外の審査請求人等はそれを知り得ないので、通知することにより第9条の閲覧等請求権を実質的に保障することになるものである。

(提出意見書等の閲覧等)

- 第9条 審査請求人等は、審査会に対し、第6条第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等から審査会に提出された意見書・資料の閲覧・写しの交付について定めたものである。

【解釈と運用】

1 意見書等の閲覧等

審査請求人等から審査会に提出された意見書・資料の閲覧・写しの交付を認めることによって、他の審査請求人等は、より実効的な意見表明が可能となることから、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときを除いて閲覧・写しの交付を拒むことができないこととするものである。

この場合において、審査会は、事務処理上、閲覧等の日時・場所の指定をすることができることとするものである。

また、写しの交付にかかる費用については、本来請求する者が負担すべきところではあるが、開かれた行政の実現という観点から、無料とするものである。なお、双方向としての諮問庁にもこの権利が付与されることとなる。

2 「第三者」の意味

ここでいう「第三者」とは、行政不服審査法第38条第1項と同様に、一般的な意味で使用している。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の行う調査審議の手続の非公開について定めたものである。

【解釈と運用】

審査会は、個別具体的な事件の解決を目的とするもので、不開示情報が記録された公文書又は保有個人情報も実際に検分したりして審議するため、その性質上、調査審議の手続は、公開しないこととするものである。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、第1条第1項及び第2項に規定する諮問に対する答申をしたときは、その答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査請求人及び参加人に対する答申書の写しの送付等について定めたものである。

【解釈と運用】

審査会は、答申をしたときは、審査請求人及び参加人に対して答申書を送付し、答申の内容が審査請求人及び参加人に確実に伝達されることを担保するとともに、説明責任の観点から、「答申内容」の公表をすることとするものである。この場合、「答申内容」としたのは、答申の中には、審査請求人や参加人の住所・氏名等、公表することが不適当なものが含まれていると考えられるため、答申そのものではないことによるものである。

公表の方法については、津市情報公開条例第28条及び津市個人情報保護条例第51条の規定に基づき行うほか、インターネットを通じても実施するものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

【趣旨】

本条は、審査会の庶務について定めることとしたものである。

【解釈と運用】

審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

【趣旨】

本条は、審査会の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとしたものである。

【解釈と運用】

審査会の調査審議の手續について細部にわたってすべて条例で規定することは必ずしも適切でないことから、別に定めることとするものである。

(罰則)

第14条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、規定に違反して秘密を漏らした者に対する罰則について定めたものである。

【解釈と運用】

第3条第5項の規定に違反秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に合併前の津市情報公開・個人情報保護審査会、久居市情報公開審査会、河芸町情報公開審査会、芸濃町情報公開審査会、美里村情報公開審査会、安濃町情報公開審査会、香良洲町情報公開審査会、一志町情報公開審査会、白山町情報公開審査会若しくは美杉村情報公開審査会若しくは久居市個人情報保護審査会、河芸町個人情報保護審査会、芸濃町個人情報保護審査会、美里村個人情報保護審査会、安濃町個人情報保護審査会、香良洲町個人情報保護審査会、一志町個人情報保護審査会、白山町個人情報保護審査会若しくは美杉村個人情報保護審査会又は解散前の久居市ほか六箇町村競艇事業組合情報公開審査会、久居地区広域消防組合情報公開審査会、久居地区広域衛生施設組合情報公開審査会若しくは一志地区広域連合情報公開審査会若しくは久居地区広域衛生施設組合個人情報保護審査会（以下これらを「合併前の審査会等」と総称する。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について合併前の審査会等がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 3 この条例の施行前に合併前の審査会等が不服申立てについての諮問に対して答申した場合において、この条例の施行の日において当該不服申立てについて決定又は裁決がなされていないときは、当該合併前の審査会等がした答申は、審査会がした答申とみなす。
- 4 合併前の審査会等の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第11号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月22日条例第34号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2～8 略

（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

9 津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

10 施行日前に旧請求がされた場合における旧条例第40条の2に規定する審査請求に係る諮問については、なお従前の例による。